

## 第 9 分科会

### 保育の「質」って何だろう？

講師：吉葉 研司さん（名古屋学芸大学）

世話人：藤田 裕久さん（瑞穂区保護者）

2014年に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が策定され、学童保育の施設や指導員の員数についての最低限の基準が全国的に統一されました。しかし、残念なことに早くも2017年末に、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、指導員の員数についての基準の「参酌化」（市町村が義務として守らなければならない基準を、参考とするだけでよくなること）が検討されることになり、結果、2018年末に、参酌化することが閣議決定されました。（基準を緩めるのではなく、地方における指導員不足の解消のため、処遇の改善や研修の充実により、有資格者の求人をしやすくすることが必要でしょう。）

また、厚労省としては、学童保育のみならず、児童館での預かりや、放課後教室との一体化事業なども含めて、一律に放課後の児童の受け皿としていますが、保護者からすると、有資格者の設置義務のない預かりが、本当に子どものための事業にふさわしいものであるか疑問が残ります。

このように、学童保育ならではの保育の「質」が失われかねない状況があります。現場に携わる指導員や保護者のそれぞれの立場で、保育の「質」について考えるための、講座と交流を行います。

～講座～

保育の質の観点で、学童保育指導員に大切なこと（吉葉先生）

～グループワーク～

講座の内容を元に、指導員と保護者のそれぞれの立場で、保育の質の維持・向上のために何ができるかを話し合います。